

令和元年12月定例県議会における  
教育委員会答弁要旨

令和2年1月10日  
総務企画課秘書広報係

# 令和元年12月定例県議会（代表質問）

○ 自民党県議団 江頭 祥一 議員

12月6日

① 教職員の不祥事に対する認識について

【教職員課】

〔 本県教育行政の責任者である教育長は、今回の事態をどのように受け止めているのか、心情を伺う。 〕

県を挙げて、職員の不祥事防止に取り組んでいる中、今年度に入り、飲酒運転やわいせつ行為など、11件の懲戒処分を行っていましたが、これに加え、去る11月15日に、公立中学校教諭が覚せい剤所持容疑で、また、今月2日には、県立高校教諭が受託収賄の容疑で、相次いで逮捕される事件が発生しました。このことは、県民の学校教育に対する信頼を著しく損ない、児童生徒の教育にも多大な悪影響を及ぼすものです。

県議会をはじめ県民の皆様には深くお詫びを申し上げます。

県教育委員会では、不祥事防止に向けて、県立学校や市町村教育委員会、さらには教職員に対して、機会あるごとに指導を徹底し、綱紀粛正に取り組んできましたが、度重なる不祥事の発生は痛恨の極みであります。教職員を任命し、管理監督すべき職責にある教育長として、責任を痛感しています。

今後、各事案の事実を究明し、関係教職員に対する厳正な処分を行った上で、私自身の責任を明らかにするための厳しい措置を考えていきます。

② 今後の再発防止のための取組みと県民の信頼回復に向けた決意について

【教職員課】

〔 今後、再発防止のためにどのように取り組んでいくのか。併せて、本県の学校教育に対する県民の信頼回復に向けての決意を伺う。 〕

不祥事が相次いで発生していることについては、これを自分自身の問題と捉え、不祥事を起こした時には、社会に大きな影響を与え、児童生徒や保護者の信頼を損ねるとともに、職場や家族の生活をも混乱させてしまうという認識を教職員に持たせる点において、これまでの取組みが不十分であったと受け止めています。

現在、早急に取り組むべき対策として、年内を目途に、校長を対象とする「薬物乱用を中心とした不祥事防止研修会」、校長による全教職員を対象とした「不祥事防止に向けた緊急面談」、各学校における「薬物乱用防止啓発用DVDを活用した職員研修」を実施しています。

今後、私をはじめ県教育委員会幹部職員が直接、学校に出向き、教職員とひざを交えて、不祥事が児童生徒や県民に与える影響を訴えるとともに、各学校においては、不祥事防止のための推進リーダーを新たに設け、学校の教職員が一丸となって、不祥事を絶対に起こさないという自発的な総意を喚起していきます。

さらに、各事案ごとに、発生した事件の背景と原因の究明を図り、その分析を基に、これまでの方策を洗い直し、関係者のご意見も伺いながら、根絶に向けて、しっかりと取り組んでいきます。

なお、推薦入試に関しては、制度運用上、どこに問題があったのかを改めて検証し、必要な改善策を講じていきます。

また、市町村教育委員会に対しては、懲戒処分に限らず、発生した全ての不祥事について、速やかに県に報告してもらうこととします。

不祥事の発生により、一度失われた県民の信頼を回復することは容易ではありませんが、本県の学校教育は、深刻な事態に直面しているとの危機感を持って、信頼回復に全力を尽くす所存です。

### ③ 教育が総体を発揮し地域の子どもたちを育ていく取組みについて

#### 【総務企画課】

新たな時代を迎えようとしている今日、学校、家庭、地域が連携・協働しながら、社会全体が一体となり、文字通り教育が総体を発揮して、地域の子どもたちを育ていくことの意義や目的について、改めて考える時期にあるのではないかと考える。そこでこうした課題解決に向け、学校教育と、社会教育の連携に向け、具体的に県としてどのように取り組んでいくのか、教育長の見解を問う。

学校教育と社会教育の連携を強め、社会全体が一体となった教育体制を構築するためには、県民一人一人が教育の重要性や在り方を考え、子どもを育てる当事者としての意識を高める必要があり、そのきっかけを提供することが不可欠であると認識しています。

県教育委員会としては、教育について考えるための週間や月間を設定し、広く県民に周知するとともに、教育をテーマとしたイベントを開催するなど、その気運の醸成を図っていきたいと考えています。

また、市町村教育委員会や教育関係団体に対しても、関連行事を同時期に集中して実施してもらうよう、働きかけていきます。

### ④ 外国籍の子供と共に学ぶ教育の意義について

#### 【義務教育課】

学校では、異なる言語や文化を持った外国籍の子供と共に学ぶ状況が増えてくると考えられるが、子供にこれからのグローバル社会で活躍できる力を育成するためには、このような状況こそ適しているのではないかと考える。そこで、外国籍の子供と共に学ぶ教育の意義について聞く。

外国籍の子供と共に学ぶことは、本県の児童生徒にとって、日本とは異なる多様な文化や価値観等に直に触れ、互いの長所や違いを認め合い、異なる文化を持つ人々と共に生きていこうとする態度を育むとともに、我が国の文化への理解を深め、国や地域社会に対する誇りや愛情を養う良い機会になると考えています。

このことは、今後、我が国が持続可能な発展を遂げるために必要となる、グローバル社会で活躍できる人材を育てていくことにもつながると考えています。

### ⑤ 外国籍の子供を学校で受け入れる際の配慮について

#### 【義務教育課】

外国籍の子供を学校で受け入れる際にどのような配慮が必要と考えているのかを聞く。

外国籍の子供の指導に当たっては、母国での就学経験や背景となる言語・宗教・生活等の文化が様々であることから、一人一人の実態を的確に把握し、母国で身に付けた見方や考え方等を尊重して、本人の学習に生かすことができるよう配慮することが重要であると考えています。

また、学習に必要な日本語指導や、生活習慣の違いなどで学校生活に不適應を起こさないよう、良好な人間関係を育む学級経営、保護者との密接な連絡など、きめ細かな支援をしていくことが必要であります。

## ⑥ 外国籍の子供への日本語指導や保護者も含めた多言語対応について

【義務教育課】

〔 外国籍の子供への日本語指導や保護者も含めた多言語対応についてどのように取り組んでいくのか伺う。 〕

外国籍の子供の中には、日本語が十分に理解できなかつたり、日常会話ができても学習活動への参加が難しかったりする場合があるため、まず、一人一人の日本語の能力を的確に把握し、目標を明確にして、きめ細かな指導を行っていくことが大切です。

そのためには、当該児童生徒を担当する教員だけではなく、他の教員と連携した協力体制を整え、学校全体で取り組むことが必要です。

本県ではこれまで、日本語指導加配教員の配置や研修の実施により学校を支援してきましたが、今後は、外国籍の児童生徒の増加を見据えて、教科指導と個別の日本語指導を効果的に行うための学校の体制づくりや、日本語以外の言語を母語とする保護者への情報提供の方法等に関して、どのような支援が有効か検討する必要があると考えています。

## ○ 民主県政県議団 原田 博史 議員

12月6日

### ① 外国籍の子供の小・中学校就学の義務化について（知事答弁） 【義務教育課】

〔 外国籍の子供であっても、小・中学校で学ぶことを義務化するよう、県として国に強く要望してほしいと思うが、知事の見解を求める。 〕

国は、児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、国際人権規約もあると思いますが、その趣旨にのっとり、教育機会確保法を制定し、子供の国籍を問わず、日本人児童生徒と同様に無償で学校に受け入れることとしています。

外国人に対して、その子供の就学義務を課すことについては、それぞれの外国人の方のアイデンティティの尊重など様々な課題があることから、国において議論されるべきものであると考えています。

### ② 外国籍の子供の小・中学校就学の義務化について 【義務教育課】

〔 外国籍の子供であっても、小・中学校で学ぶことを義務化するよう、県として国に強く要望してほしいと思うが、教育長の見解を求める。 〕

国は、教育機会確保法や外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策等に基づい

て、日本語指導に必要な教員定数の改善や、自治体が行う日本語指導補助者の派遣等への支援を行うなど、制度的に外国籍の子供の教育機会の確保を図っています。

本県においては、法の趣旨に基づき、各市町村において、学齢相当の外国籍の子供を持つ全ての保護者に対して就学案内を行い、小中学校に受け入れるなど、教育機会の確保に努めています。

外国人に自分の子供の就学義務を課すことについては、外国人のアイデンティティの尊重など様々な課題があることから、国において議論されるべきものと考えています。

**③ 外国籍をもつ就学年齢の児童生徒の人数等について** **【義務教育課】**

〔 本県の外国籍をもつ就学年齢の児童生徒の人数、またその内就学が不明であったり、不就学の児童生徒は何人いるのか。 〕

政令市を除く本県の外国籍の学齢相当の児童生徒数は、令和元年5月1日現在、580名です。

その内、日本の小中学校への就学の意思の無い者は2名、就学状況が確認できない者は9名でした。

その後の追跡調査により、現時点では、保護者の意思等により就学しない者が5名、出国等の事情により就学状況が把握できなかった者が6名となっています。

**④ 日本語指導が必要な児童生徒への対応等について** **【義務教育課】**

〔 現在本県にいる日本語教育が必要な児童生徒数を示した上で、当該児童生徒へ、どのような対応や支援をしているのか。 〕

政令市を除く本県の日本語指導が必要な児童生徒数は、平成30年度の調査によると、小学校では227名、中学校では75名です。

本県では、日本語指導が必要な児童生徒が多い市町村に対し、日本語指導加配教員を配置するとともに、その加配教員を対象に、効果的な日本語指導や児童生徒への対応の仕方に関する研修を実施し、指導力の向上を図っています。

**⑤ 日本語指導が必要な児童生徒への対応のための新たな取組みについて**

**【義務教育課】**

〔 今後の対応として、日本語教師の巡回による指導の実施、その際、より授業を効果的にするために多言語対応のタブレットやICTの活用など、今後増加する外国籍の児童生徒受け入れのための新たな仕組みを創設する時期に来ていると思うが、見解を求める。 〕

本県では、該当の児童生徒がいる政令市を除く30市町のうち、日本語指導加配教員が14市町に配置されており、うち8市町において、加配教員が市町村内の複数の学校を巡回し、指導を行っています。

また、外国人の定住者が多い他県の事例では、教科指導や生活指導、保護者との面談などにおいて、多言語対応のタブレット等が活用されていると聞いています。

今後、学校に対し、どのような支援が有効か、ICTを活用した先行事例も参考に

しながら検討していきたいと考えています。

⑥ 大牟田市の夜間中学校設置について

【義務教育課】

〔 大牟田市教育委員会の夜間中学校設置の表明について、教育長の評価を伺うとともに、県教育委員会として大牟田市の夜間中学校設置をどのようにバックアップしていくつもりかを伺う。 〕

大牟田市教育委員会の取組みは、年齢・国籍を問わず教育を受ける機会を確保するものとして高く評価しています。

国においては、令和2年度の概算要求において、夜間中学新設準備・運営に係る補助金が計上されているところです。

県としては、大牟田市教育委員会に対して、こうした国の情報や、他都道府県の夜間中学の情報を適切に提供するとともに、設置に向けた具体的な検討事項の相談に応じるなど、支援をしていきます。

○ 公明党 浜崎 達也 議員

12月9日

① 性的マイノリティに関する教職員の理解を促進する取組みについて

【人権・同和教育課】

〔 県教委のこれまでの取組みと今後の方針について伺う。 〕

県教育委員会においては、これまで管理職等の職務に応じた研修会や、広く教職員を対象にした人権教育研修会等において、性的マイノリティに関する講義・演習を実施し、教職員の知識や理解を深めてきました。

また、教職員の指導力を高めるため、指導方法を工夫改善する研究指定校事業を行うとともに、その成果を盛り込んだ指導者向け学習資料を作成し、学校での活用促進に取り組んでいるところです。

今後も、これらの取組みを充実し、教職員の一層の理解と指導力の向上に努めていきます。

② ブロック塀の安全対策の状況について

【施設課】

〔 本県の公立学校におけるブロック塀の安全対策の状況。特に、外観点検または内部点検の結果、安全性に問題があるブロック塀がある学校の安全対策の状況と内部点検が未完了の学校の状況。併せて対策が進んでいない理由と今後の対応について教育長に伺う。 〕

政令市を含む本県の公立学校全体でブロック塀を有する767校のうち、本年9月1日現在で、点検によって全てのブロック塀の安全性を確認している学校と撤去やフェンスへの改修などが完了した学校は合わせて246校です。

一方で、外観点検や内部点検の結果、安全性に問題があるブロック塀を有する学校が289校、また、内部点検が未完了の学校が232校、合わせて521校において安全対策が完了していません。このうち310校は通学路沿いにあるなど、より緊急

性が高いブロック塀から優先して安全対策を実施しています。

対策が進んでいない理由ですが、隣接の地権者との境界確定協議に時間を要していることが主な理由です。

各市町村教育委員会には、これまでも早急に安全対策を講じるよう要請してきたところですが、本年度中に安全対策が完了しない学校や内部点検が未実施の学校がある市町村に対しては、国庫補助の活用を含め、できる限り早期の対応を要請していきます。

なお、県立学校については、ブロック塀を有する 88 校のうち 83 校は安全対策が完了し、残り 5 校についても本年度中に完了予定です。

**③ 本県教員の正規率に対する所見について** **【教職員課】**

〔 本県教員の正規率についての教育長の所見を伺う。 〕

学力向上などの様々な教育課題に適切に対応していくためには、その基礎的な条件である正規教員の確保が重要です。

このため、現在、採用者数を大幅に増やしており、今後とも、児童生徒数の変動に伴う教員定数の増減、退職者数や再任用者数の見込みなどを勘案しながら、引き続き正規教員の割合の向上を図っていきます。

**④ 他県の正規教員が本県での勤務を希望する場合の採用試験の実施について** **【教職員課】**

〔 他県の正規教員が里帰りを希望したり、親との同居の必要などの諸事情により、本県で働きたい場合に、改めて本県の採用試験を受験する必要があるのか。 〕

本県の公立学校において正規教員として勤務するためには、任命権者が異なるため、他県の正規教員であっても、法律上、改めて本県の採用試験に合格する必要があります。

なお、受験者が他県の正規教員である場合には、学習指導等に関する基礎的な資質・能力を有しているものと見なし、筆記試験などを免除した特別選考試験を実施しています。

**⑤ 他県正規教員の採用者数について** **【教職員課】**

〔 現に他県で勤務している教員を、近年、どの程度採用しているのか。 〕

昨年度の採用者数は、小学校 89 人、中学校 27 人、高等学校 26 人、特別支援学校 10 人の、合計 152 人となっています。

また、今年度の採用者数は、小学校 42 人、中学校 25 人、高等学校 39 人、特別支援学校 11 人の合計 117 人となっています。

**⑥ 教員免許制度の在り方について** **【教職員課】**

〔 ハラスメント行為や児童生徒に対するわいせつ行為等を行った教師が二度と教壇に立つことがないようにするためには、免許制度の改善も必要ではないか。教育長の認識を問う。 〕

懲戒免職処分を受けた等の理由により教員免許が失効した者については、全国共通の「教員免許管理システム」により、失効情報を把握できる仕組みとなっています。

ただし、免職による失効から3年が経過すれば再度教員免許状を取得することができるほか、免職以外の処分では失効もしないため、他県での処分歴を正確に把握することは困難となっています。

他県で不祥事を起こした者、特に児童生徒にわいせつ行為を行った者等に対して、免許制度上、どのような措置を取るかについては、検討の必要があるのではないかと考えています。

⑦ **大牟田市の夜間中学設置への支援について** 【義務教育課】

夜間中学は、対象生徒が年齢制限なく学べる制度であり、大牟田市以外の市町村からも就学希望が寄せられるものと思われることから、市町村の境を越えた調整が必要になると考えられる。こうしたことも含め、県はしっかりと大牟田市を支援してほしいと思うが、教育長の考えを伺う。

大牟田市では設置に向けた検討が進められていると承知していますが、大牟田市に対して国の予算の情報や、他都道府県の夜間中学の情報を適切に提供するとともに、設置に向けた具体的な検討事項の相談に応じるなど、支援をしていきます。

また、大牟田市から近隣の市町村との調整について協力要請があった場合には、県としても広域調整を図っていきます。

⑧ **福岡市が夜間中学を設置した際の調整について** 【義務教育課】

福岡市に夜間中学が設置される際には、大牟田市と同様、近隣の市町村との広域調整が必要となることから、県としてもそうした調整に積極的に協力すべきと考えますが、教育長の見解を求めます。

福岡市の自主夜間学級にも、福岡市以外の方が通われていると聞いており、福岡市で公立夜間中学が設置されれば、広域調整の必要性が生じることが考えられます。それに際し、近隣の市町村から要請があった場合には、県としても福岡市と受入の調整を協議していきます。

○ **緑友会 堀 大助 議員**

12月10日

① **【参考】大規模スタジアムの建設を含め、今後のスポーツ環境の整備に関する考えについて** 【スポーツ振興課・公園街路課・体育スポーツ健康課】

ラグビーワールドカップ福岡大会では、都市の規模でいけば、ベスト8以上の試合も開催できたはずであるが、スタジアムの規模の関係で、開催できなかったのではないかと。このことを受け、大規模スタジアムの建設を含め、今後のスポーツ環境の整備について伺う。

県内には、両政令市や民間が所有する大規模なスポーツ施設があり、これまで、大会の誘致や開催にあたっては、関係自治体や団体等との連携を図りながら、今ある施



設を有効に活用してきました。

その結果、本県では、今年4月に、フィギュアスケート国別対抗戦が、6月には、日本陸上競技選手権大会が開催されました。また、飯塚国際車いすテニス大会や久留米の国際女子テニス大会なども、毎年、県内で開催されており、大会を運営する競技団体からも高い評価をもらっています。

来年4月には、卓球ジャパンオープン萩村杯を北九州市で開催することも予定されています。

こうした中、県有施設については、利用者のニーズ、将来の活用見込み等を総合的に勘案をして、久留米のスポーツセンター、筑後広域公園のスポーツゾーン等の今整備に取り組んでいるところです。

今後とも、県有施設をはじめ、市町村、民間の施設の有効活用、スポーツ活動の場としての総合型の地域スポーツクラブ、その育成と、スポーツを支える指導者の養成・確保など行い、スポーツ環境の充実に努めていきたいと考えています。

## ② 防火対策が必要な文化財建造物の防火設備に関する基本的な考え方と維持管理について 【文化財保護課】

〔 国及び県指定の防火対策が必要な文化財建造物の防火設備の設置に関する基本的な考え方及び維持管理の状況について問う。 〕

国及び県指定の防火対策が必要な文化財建造物は、消防法に基づき自動火災報知設備と消火器等の設置が所有者に義務付けられています。

加えて、文化財保護の観点から、延焼防止のための放水銃や一人でも操作可能な消火設備などが建造物の特性に応じて設置されています。

こうした防火設備については、消防法に基づく法定点検を受け、不具合や老朽化が確認された場合は機器を取り替えるなど維持管理がされています。

## ③ 防火設備使用に際しての防火マニュアルの作成や防火訓練の実施について 【文化財保護課】

〔 所有者等が防火設備を使用するに際し、手引書となる防火マニュアルの作成や防火訓練の実施に関してどのように進められているのか。 〕

不特定多数の人が利用する文化財建造物では、火災発生時にとるべき行動を記したマニュアルが所有者等によって作成され、常時確認や改訂がされています。

また、多くの文化財建造物では、1月26日の「文化財防火デー」に合わせて、所有者を中心に市町村、消防署、地域住民などが連携して、万が一に備えた放水訓練や避難訓練などが行われ、防火体制の構築が図られています。

## ④ 市町村指定の文化財建造物の防火対策への県の支援について 【文化財保護課】

〔 市町村が指定する建造物の防火対策に県が関与することは意義がある。また、国、県、市町村のそれぞれの役割から相互に学ぶことは防火対策の推進において重要と言える。市町村指定の建造物の防火対策への県の支援についての考えを尋ねる。 〕

市町村指定物件の防火対策については、県主催の研修会において、防火対策の要点

と重要性を市町村に周知しています。

また、福岡県文化財保護指導委員が市町村指定の文化財建造物も対象に巡視を行っているほか、個別に優良な取組み事例の情報提供や実地での説明など技術的な助言を行っています。

こうした取組みにより、市町村指定の文化財建造物の効果的な防火対策が行われるよう、引き続き支援していきます。

**⑤ いじめ問題が学校で起きる原因や背景について** **【義務教育課】**

〔 児童生徒のいじめ問題が学校で起きる原因や背景をどのように考えるか問う。 〕

現代の社会は、物質的には豊かであるものの、人間関係の希薄化や家庭、地域社会の教育力の低下などの問題が見られます。

そうした背景の中で、子供たちの様々な体験の不足による社会性の低下、他者を尊重する心や基本的な倫理観の不足、人間関係に起因するストレスなどが相まって、いじめの問題が生じているものと考えられています。

**⑥ 各学校での具体的な対策等について** **【義務教育課】**

〔 各学校で具体的な対策が行われているのか、また、その対策がその学校に適したものであるかの確認を、所管する市町村教育委員会でどのように行っているのかを問う。更に、それが不十分な場合に、県として市町村教育委員会に対して指導することが必要と思われるが、どう考えるか。 〕

学校においては、道徳科を中心とした心の教育の充実によるいじめの未然防止、定期的なアンケートの実施による早期発見の取組み、さらには校内いじめ問題対策委員会を中心とした組織的な対応や取組みの点検評価などの対策を行っています。

その対策が有効に働いているかどうかを、市町村教育委員会は、学校の自己評価や学校訪問等を通して把握し、実情に応じた指導を行っています。

県としては、市町村教育委員会を通じて各学校の取組みを把握し、必要に応じて個別に指導・助言を行うとともに、発生した事案に迅速に対応する組織の整備など、対策をさらに強化するよう促していきます。

**⑦ 不登校児童生徒への対応や原因分析等について** **【義務教育課】**

〔 県として、児童生徒への対応や原因分析等について、具体的に何ができると考えるか問う。 〕

不登校児童生徒への対応は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が望ましい進路を自ら考え、社会的に自立できる力を身に付けることを目標とすることが重要です。

本県では、不登校児童生徒と信頼関係のある教員が関わりを深め丁寧に対応する「マンツーマン方式」による指導を基本とし、家庭と連携しながら実施しています。

また、復帰が困難な児童生徒に対しては、教育支援センター等を活用して、集団生活への適応や基礎学力の補充を図り、社会的自立につなげる支援をしています。

今後、県としては、不登校の要因分析をさらに深めるとともに、各学校において、

本県が開発したアンケートの活用促進を図ることにより、不登校の未然防止等につなげていきたいと考えています。

⑧ 地域行事に子供達が参加する活動について 【義務教育課】

不登校が生じる背景として、子供達が人間関係づくりを苦手とすることが要因の一つと聞いているが、近年、学校と地域が連携し、地域行事に多くの子供達が参加する活動が増えている。こうした活動は、子供達の人間関係づくりに良い影響を与え、ひいては不登校の未然防止に繋がるような取組みであると考え、教育長の所見を伺う。

地域行事への子供の主体的な参加は、人と人とのふれあいや、協力して何かをやり遂げたり、感謝されたりすることで、子供の自尊感情やコミュニケーション能力を高めるなどの効果があると考えています。

県としては、引き続き、コミュニティースクールの導入など、学校が地域と連携した教育活動を推進していけるよう、市町村教育委員会に促していきます。

⑨ 教職員の不祥事問題について 【教職員課】

多忙化やストレスが不祥事につながっているのであれば、その解消が教育委員会  
の役割ではないか。教育長の見解と決意を問う。

現在の学校教育においては、取り組むべき課題が複雑化・多様化しており、教職員の負担の増大・多忙化によるストレスの蓄積が不祥事のきっかけとなる場合もあると考えています。

今後は、業務改善や部活動の負担軽減など、教職員の働き方改革を着実に進めるとともに、業務上のストレスや私生活上の悩みを抱える教職員の心のケアのため、メンタルヘルス相談体制の充実に取り組み、教職員が健康に、かつ誇りを持って働くことのできる環境づくりに努めていきます。

# 令和元年12月定例県議会（一般質問）

○ 公明党 新開 昌彦 議員

12月11日

① 自転車のルール徹底と保険加入の義務付けについて

【高校教育課・義務教育課】

〔 自転車のルール徹底と保険加入を義務付けることについて今後どのような対応が必要と考えるか、教育長に問う。 〕

公立小中学校及び県立高校では、警察や交通安全協会、自動車学校などと連携し、自転車を中心とした交通安全教室を全ての学校で実施しています。

その中で、交通法規やマナーに関する指導とともに、最新の知見を活用した実践的な安全教育を充実させています。

特に小学校においては、生活実態として自転車を利用することも多く、自転車の安全な利用について、発達段階に応じた理解を深めさせる取組みを促していきます。

また、自転車保険については、児童生徒や保護者に対し、県のリーフレット等を活用し、その意義をしっかりと周知するとともに、特に、自転車通学者に対しては、その許可に際し保険の加入を条件とするなど、学校として保険加入を促す取組みを進めていきます。

○ 民主県政県議団 後藤 香織 議員

12月11日

① 長期療養中の高校生に対する学習支援について

【高校教育課】

〔 県教育委員会として、小児がん等で長期療養している高校生に対する学習支援に具体的にどのように取り組んでいるのか、教育長に問う。 〕

県立高校においては、長期療養中の生徒の学習ニーズに応えるため、学習支援計画に基づき、教員の派遣やレポート指導などを行うとともに、単位認定の弾力化を図り、病院での学習成果を積極的に評価しています。

さらに、今年度から、学習の質をより高めるため、療養中の生徒が自己の体調や治療計画に応じた自主学習ができるよう、授業動画や演習問題が入ったタブレット端末によるサポートを実施しています。

今後とも、こうした取組みの成果を踏まえて、学校と病院等が連携した学習支援をより効果的に実施していきます。

② 高等学校におけるがん教育の取組みについて

【体育スポーツ健康課】

〔 A Y A 世代の始まりである高校生に対するがん教育の充実に向けてどのように取り組むのか問う。 〕

生徒のがんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めさせるため、県立高等学校において、これまで外部講師の派遣や実践研究を行うとともに、その成果をまとめた実践事例集の作成や、教員の研修会を実施してきました。

た。

このたび、高等学校新学習指導要領において、がん検診の普及や治療法、緩和ケア等が新たに盛り込まれるなど、がんについての指導内容の改善が図られたことから、引き続き、教員の指導力向上に努めるとともに、国や県が作成した指導資料の活用等により、がん教育の更なる充実に努めていきます。

## ○ 民主県政県議団 堤 かなめ 議員

12月12日

### ① 「大学入学共通テスト」への英語民間試験の導入見送りについて

【高校教育課】

「大学入学共通テスト」への英語民間試験の導入が見送りになったことについて、県教育委員会としてどのように認識しているのか、教育長に問う。

本県では、英語民間試験の活用にあたり、県教育委員会として、実施日や実施会場等の拡大を団体に要請するなど、本県高校生ができる限り不利益を被ることのないよう準備をしてきたところです。

しかしながら、全国的にみると、受験機会や経済的な負担等の課題が容易に解決できない地域があることも事実であり、今回の決定はやむを得ないものと考えています。

### ② 大学入試における英語試験の見直しについて

【高校教育課】

様々な課題を抱える大学入試の英語試験について、今後どのような方向性で見直すべきと考えるのか、教育長に問う。

令和2年度からの英語民間試験の導入は見送られましたが、高校教育及び中学校教育において、英語4技能をバランスよく身に付けさせるという方向性に変わりはないものと認識しています。

このため、大学入試については、英語4技能の総合的な育成を促すとともに、公平性・公正性を確保しつつ、その能力を適切に評価できるものとなるよう、抜本的な見直しが行われるべきと考えています。

### ③ 記述式問題の導入について

【高校教育課】

記述式問題の導入についても、数々の指摘に真摯に耳を傾け、海外での先行事例なども調査するため、まずは導入を延期し、その是非も含め見直しを議論すべきと考えるが、教育長の見解を問う。

国語及び数学の記述式問題については、マークシート式問題だけでは測れない、論理的な思考力・表現力を適切に評価するとともに、高校教育における授業改善をより一層促進する意義があると認識しています。

一方で、採点の難しさが指摘されており、特に、自己採点とのずれについては、出願先の選択に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、こうした課題の解消に向けて慎重に検討される必要があると考えています。

○ 共産党 立川 由美 議員

12月12日

① 教員の勤務実態の把握について

【教職員課】

〔 現段階の本県の教員の勤務実態は正確に把握しているか。また、時間外勤務は現段階でどれだけなのか。 〕

県教育委員会では、本年1月から全県立学校にICカードによる勤務時間管理システムを導入するとともに、ICカードの正確な打刻を各学校に徹底しています。

同システムの導入をした本年1月から10月までの県立学校における1月当たりの平均超過勤務時間は、39.8時間となっています。

なお、市町村教育委員会に対しても、客観的な方法による勤務実態の把握について指導しており、本年7月時点で、36市町村が「把握している」、23市町村が「把握する予定」又は「検討中」となっています。

具体的な勤務実態については、市町村の勤務時間管理の進捗状況を踏まえて把握していきたいと考えています。

② 一年単位の変形労働時間制の導入について

【教職員課】

〔 この制度を導入することで長時間労働を是正できると考えるか。また、本県では条例制定をすべきでないと思うがいかがか。 〕

この制度は、超過勤務の一部縮減につながる可能性があり、業務の削減による総勤務時間の縮減と合わせて導入することで、学校の働き方改革に資すると考えています。

なお、導入の前提として、長期休業中の業務量の縮減が必要であることや、画一的な導入ではなく、教員一人ひとりの事情を踏まえることが必要であり、これらのことを勘案して、今後検討していきたいと考えています。

○ 公明党 高橋 雅成 議員

12月12日

① L G B Tに関する広報活動について

【人権・同和教育課】

〔 ホームページや啓発資料の作成など広報活動が重要である。県の取組みについて教育長に伺う。また、L G B Tの当事者が相談しやすい体制や正しい知識を間断なく伝え続ける必要があると考えるが、教育長の見解を問う。 〕

孤立しがちなL G B T当事者を支えるためには、当事者が相談しやすい体制や正しい知識を伝えるための継続した広報活動が重要であると考えています。

このため、県教育委員会においては、児童生徒に対し、L G B Tに関する正しい知識の習得や共感的理解、多様性への開かれた態度を育成する教育活動を推進しているところです。

また、校内の相談体制の充実を図るよう各学校を指導するとともに、相談窓口を記載した法務局作成の「子どもの人権110番」カードや、児童生徒が直接法務局へ郵便で相談できる「子どもの人権S O S ミニレター」を毎年配布し、児童生徒及び保護者への周知を図っているところです。

① 家庭訪問による児童生徒の実態把握について

【義務教育課】

〔 本来、教師は、心配な子どもの家庭訪問は、必須である。特に虐待の心配がある場合は、教師が家庭訪問することは当然である。その上で、児童相談所や警察への情報提供を行うべきと思う。教育長の見解を伺いたい。 〕

教員が児童生徒に正面から向き合い、実態を適切に把握することは、児童虐待をはじめ様々な問題を早期に発見し、早期対応につなげるために極めて重要であると認識しています。

このため、県教育委員会としては、教員が、児童生徒や家庭の状況を把握するための家庭訪問をできる環境づくりに努めていきたいと考えています。

その上で、児童生徒の様子などから児童虐待の疑いが少しでも感じられる場合には、児童生徒の命を守ることを最優先として、保護者との関係悪化をためらうことなく、把握した実態を速やかに児童相談所や警察等へ通告・通報するよう指導していきます。

② 児童虐待防止対策としての教員の育成について

【義務教育課・人権・同和教育課】

〔 児童虐待防止対策として、将来親となる子供を教育する教員の育成が不可欠であると考え、県教育委員会として今後どのように取り組むのか。 〕

虐待等により児童生徒のかけがえのない命を失うことは、決してあってはなりません。命の尊重は、人権教育の原点でもあり、児童生徒一人一人の実態を把握することは教員としての指導の出発点であります。

これらのことを深く認識することは、教育者として極めて重要なことです。

また、児童生徒が将来親になったときに、決して児童虐待等の加害者にならないよう、自他への愛情や、困難に立ち向かう忍耐力等を育てていくことが重要であり、教員は、児童生徒と日々向き合う中で内面をゆさぶり、心を育む手本となるような言動ができるよう、自己研鑽に努めていくことが大切です。

県教育委員会としては、特に、若年教員について、学校現場でのOJTを充実させながら、確かな人権感覚と教職への情熱を持ち、児童生徒の心を動かすことができる教員を育成するよう努めていきます。

③ 児童虐待防止対策としての家庭教育の充実について

【社会教育課】

〔 児童虐待防止対策として、家庭教育の充実も同様に不可欠であると考え、今後の取組みについて問う。 〕

子どもの教育について最も重要な責任を有するのは家庭・保護者です。このため、現在、本県の家庭教育充実のためのメッセージを込めた資料を、私ども県教育委員会も参加しながら、私学振興・青少年育成局において作成中です。

この資料を活用して、教師はもとより、PTA等の関係団体を通じて家庭教育の重要性を周知することで、子どもが安心できる温かい家庭づくりを支援していきます。